



# 鳥取県公報

平成 28 年 2 月 23 日 (火)  
第 8 7 7 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (113) (企業支援課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (114) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービスの事業の廃止の届出 (115) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービスの事業の廃止の届出 (116) (〃) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (117) (中部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子市米原複合 米子市米原六丁目257ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆 東京都千代田区三崎町三丁目3-23
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
変更前 （仮称）米子市米原6丁目複合店舗  
変更後 米子市米原複合
- 4 変更年月日  
平成28年2月8日
- 5 届出年月日  
平成28年2月12日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
平成28年2月23日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

## 鳥取県告示第114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）米子市米原6丁目複合店舗 米子市米原六丁目257ほか
- 2 承継された店舗面積  
1,508平方メートル
- 3 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
承継前 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18-2  
承継後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆  
東京都千代田区三崎町三丁目3-23
- 4 承継があった年月日  
平成27年12月9日

- 5 届出年月日  
平成28年 2 月12日
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成28年 2 月23日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

#### 鳥取県告示第115号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 2 月23日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ピースフルケア	ピースフルケア 倉吉	倉吉市見日町 600	平成28年 2 月17 日	平成28年 3 月 1 日	訪問介護

#### 鳥取県告示第116号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 2 月23日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ピースフルケア	ピースフルケア 倉吉	倉吉市見日町 600	平成28年 2 月17 日	平成 28 年 3 月 1 日	介護予防訪問介護

#### 鳥取県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 2 月23日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事	小 谷 弘 之	倉吉市関金町明高1468- 1
〃	大 江 文 雄	倉吉市関金町明高799
〃	笠 原 正 記	倉吉市関金町堀2081
〃	石 岩 均	倉吉市関金町堀2749- 10
〃	大 井 保太郎	倉吉市関金町今西1009
〃	日 野 昇 一	倉吉市関金町泰久寺110- 1
〃	山 本 勉	倉吉市関金町松河原1001
〃	加 藤 盛 人	倉吉市関金町松河原1203
〃	藤 井 重 光	倉吉市関金町大鳥居266

〃 山 崎 正 美 倉吉市関金町安歩843-8  
〃 森 田 金 雄 倉吉市関金町関金宿1103-5  
〃 牧 野 清 則 倉吉市関金町郡家553  
〃 矢 城 操 倉吉市関金町山口2173-8  
監 事 茅 原 拓太良 倉吉市関金町堀1973-1  
〃 鳥 飼 敢 倉吉市関金町大鳥居246-1  
〃 小 谷 智 昭 倉吉市関金町関金宿316  
平成28年2月9日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 大 江 文 雄 倉吉市関金町明高799  
〃 小 谷 俊 幸 倉吉市関金町明高1470  
〃 笠 原 正 記 倉吉市関金町堀2081  
〃 石 岩 均 倉吉市関金町堀2749-10  
〃 大 井 保太郎 倉吉市関金町今西1009  
〃 日 野 昇 一 倉吉市関金町泰久寺110-1  
〃 山 崎 正 美 倉吉市関金町安歩843-8  
〃 山 本 勉 倉吉市関金町松河原1001  
〃 藤 井 重 光 倉吉市関金町大鳥居266  
〃 加 藤 延 広 倉吉市関金町松河原1233  
〃 牧 野 清 則 倉吉市関金町郡家553  
〃 矢 城 操 倉吉市関金町山口2173-8  
〃 森 田 金 雄 倉吉市関金町関金宿1103-5  
監 事 高 倉 照 由 倉吉市関金町堀2923  
〃 鳥 飼 敢 倉吉市関金町大鳥居246-1  
〃 小 谷 智 昭 倉吉市関金町関金宿316  
平成28年2月10日就任 任期4年

---

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成28年2月23日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日  
平成28年3月24日（木）午後2時
- 2 場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室
- 3 件名  
一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）  
及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事（鳥取市大桒字後谷580-1）